

令和5年10月18日

第4回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第4回総会議事録

1. 日 時 令和5年10月18日(水)午後2時

2. 会 場 市民会館 301号室

3. 出席委員 23名

4. 出席の委員

1番 栗原 武弘	2番 佐藤 國夫	3番 柴山 栄重
4番 後藤 洋二	5番 中村 謙一	6番 野崎 俊幸
7番 山岸由美子	8番 浪岡 真澄	10番 油井 妙子
11番 菅野 秀夫	12番 菅野 善晴	13番 菱沼寿美恵
14番 渡邊 正芳	15番 安齋 昭通	16番 尾形 寅昭
17番 古関 恵子	18番 柴田 徳男	19番 武田 勇夫
20番 齋藤 貴裕	21番 半澤 幹夫	22番 阿部 哲也
23番 佐藤 裕一	24番 玉根 吉光	

5. 欠席の委員 9番 曳地 正人

6. 事務局の出席者

事務局 長	堀江 清一		
次長兼庶務係長	佐藤 邦彦	会計年度任用職員	渡辺 久美子
農地係長	阿部 三起夫	主 査	氏家 悠也

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 現況確認証明願出について
- 第5号 福島市農用地利用集積計画の議決について
- 第6号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 民事執行法による売却に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第7号 農業者年金業務 (1) 老齢年金支給裁定について

事務局長
会長
事務局長
議長
農地係長
議長
議長
農地係長
議長
農地係長
議長
農地係長
議長
議長
議長
議長
農地係長
議長

ご案内の時間となりましたので、中村 謙一 会長よりごあいさつをお願いいたします。
(会長から開催に先立ちあいさつ)

それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。

9番 曳地正人委員より欠席の旨、届出がありました。

事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、23名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第25期、第4回総会を開催いたします。

福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。

4番：後藤洋二委員、17番：古関恵子委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の氏家主査を指名いたします。

福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。

会期は、本日午後4時までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

ご異議ございませんので、会期は本日午後4時までと決定いたします。

議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。

【議案第1号から報告までを上程する。(152件)】

合計152件、令和5年10月18日提出、福島市農業委員会会長 中村 謙一 以上です。

議案第1号について事務局の説明を求めます。

議案書の2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転17件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長2番 議長2番(発言を求める。)

議長 佐藤委員(発言を許可する。)

議長2番 整理番号1番について説明いたします。譲受人は農業経営に意欲的であり地元からも信頼されている方です。申請地ですが自作地続きで耕作利便ということで、所有権を移転する案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号2番から5番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

4番 議長4番（発言を求める。）

議長 後藤委員（発言を許可する。）

4番 整理番号2番から5番について説明いたします。整理番号2番ですが、じゃがいもを栽培し、経営規模を拡大する案件です。整理番号3番ですが、譲渡人が高齢で引越しをするため、譲受人の祖父が借りてももを栽培していたこの土地を、所有権移転し譲受人が栽培をする案件です。整理番号4番ですが、以前から賃貸借をしていましたが、今回所有権を移転する案件です。整理番号5番ですが、譲渡人が高齢のため耕作が難しく、譲受人が自作地続きで耕作が利便のため所有権を移転する案件です。4件とも区域協議会では問題なく、許可相当であると判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 3ページ、区域番号3番、整理番号6番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8番 議長8番（発言を求める。）

議長 浪岡委員（発言を許可する。）

8番 整理番号6番について説明いたします。譲渡人と譲受人は親子関係です。生前贈与の案件で譲受人は新規就農で野菜類を栽培する予定です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくをお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号7番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12番 議長12番（発言を求める。）

議長 菅野委員（発言を許可する。）

12番 整理番号7番について説明いたします。譲渡人が高齢のため耕作が難しく、譲受人は自作地続きで耕作利便のため、所有権を移転する案件です。区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号8番から4ページ11番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

17番 議長17番（発言を求める。）

議長 古関委員（発言を許可する。）

17番 整理番号8番から11番について説明いたします。整理番号8番、9番ですが、自作地続き

で耕作利便のため、所有権移転する案件です。整理番号10番ですが、譲渡人は県外在住で農業をする意思がなく、譲受人は以前から申請地を耕作しており、今回所有権を移転し経営規模を拡大する案件です。整理番号11番ですが、申請地は譲受人の農地の間にあり、自作地続きになり耕作が利便になるため、所有権を移転する案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号6番、整理番号12番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議長 半澤委員（発言を許可する。）

21番 整理番号12番について説明いたします。譲受人は新規営農開始で、家庭菜園を始める予定
です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号13番及び15番から5ページ18番までの5件、判断基準の詳細
は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

23番 議長23番（発言を求める。）

議長 佐藤委員（発言を許可する。）

23番 整理番号13番及び15番から18番まで説明いたします。整理番号13番ですが譲渡人は
県外在住で農業をする意思がなく、以前から譲受人が農地の管理をしており、今回所有権を
移転し新規営農開始をする案件です。整理番号15番、16番ですが、譲受人が住宅と土地
が隣接している農地を同時に取得する案件です。整理番号17番ですが、譲受人が空き家と
共に農地を取得するため所有権を移転する案件です。整理番号18番ですが、譲受人が以前
から耕作をしており、自作地続きで耕作利便のため所有権を移転する案件です。いずれも周
辺農地に影響もなく区域協議会では問題ないものと判断いたしました。ご審議よろしくお願
いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

3番 議長3番（発言を求める。）

議長 柴山委員（発言を許可する。）

3番 整理番号13番についてお尋ねしますが、贈与で農地の面積が多いので譲渡人と譲受人の関
係を教えてください。

23番 議長23番（発言を求める。）

議長 佐藤委員（発言を許可する。）

23番 親戚と聞いております。

議長 事務局、お願いします。

農地係長 申請書を確認しましたが、親族と記載がありますが、詳しい関係までは記載がありません。

22番 議長22番（発言を求める。）

議長 阿部委員（発言を許可する。）

22番 農地の面積は大きいですが、分散している農地になります。営農するには少し不便ではありますが、譲受人はやる気がありますので、区域協議会では見守り支援していこうということで、許可相当と判断いたしました。

議長 柴山委員よろしいでしょうか。

3番 わかりました。

議長 その他ございませんか。ないようでございます。

それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から13番及び15番から18番までの17件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

農地係長 議案書の6ページをご覧ください。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地の自己転用1件の許可申請で、市処分案件です。別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号7番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

22番 議長22番（発言を求める。）

議長 阿部委員（発言を許可する。）

22番 整理番号1番について説明いたします。整理番号1番ですが、転用目的は駐車場侵入路を拡張するものです。周辺農地に影響もなく、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

農地係長 議案書の7ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転8件、使用貸借権設定1件、計9件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障

を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長 2番 議長2番（発言を求め。）

議長 佐藤委員（発言を許可する。）

議長 2番 整理番号1番、2番について説明いたします。整理番号1番は宅地分譲敷地で、整理番号2番は商業施設を建てる案件です。2件とも周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「異議なし」の声

議長 農地係長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

議長 農地係長 区域番号3番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長 8番 議長8番（発言を求め。）

議長 浪岡委員（発言を許可する。）

議長 8番 整理番号3番について説明いたします。譲受人の露天資材置き場及び駐車場として所有権を移転する案件です。第2種農地であり、周辺農地への影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「異議なし」の声

議長 農地係長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

議長 農地係長 区域番号4番、整理番号4番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長 12番 議長12番（発言を求め。）

議長 菅野委員（発言を許可する。）

議長 12番 整理番号4番の説明をいたします。譲受人が分家住宅を建てる案件です。周辺農地に影響はなく、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「異議なし」の声

議長 農地係長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

議長 農地係長 区域番号5番、整理番号5番から8ページ7番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長 17番 議長17番（発言を求め。）

議長 古関委員（発言を許可する。）

議長 17番 整理番号5番から7番まで説明をいたします。整理番号5番ですが、譲受人が申請地に農家

住宅を建てる案件です。整理番号6番、7番ですが宅地分譲及び建売住宅の案件です。周辺農地に影響もなく、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号8番及び9番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

22番 議長22番（発言を求め。）

議長 阿部委員（発言を許可する。）

22番 整理番号8番、9番の説明をいたします。露天駐車場及び診療所を建てる案件です。周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から9番までの9件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。

農地係長 議案書の9ページをご覧ください。議案第4号 現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。

区域番号1番、整理番号1番から10ページ8番までの8件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

2番 議長2番（発言を求め。）

議長 佐藤委員（発言を許可する。）

2番 整理番号1番から8番について説明いたします。整理番号1番ですが、高齢のため耕作放棄された土地で、9月19日に現地確認を行い、山林化していると判断しました。整理番号2番から8番ですが、9月20日に現地確認を行い、7件とも以前は桑畑として耕作していましたが養蚕業が衰退したことから耕作が放棄され、申請人が相続したときには既に山林化しており、現地確認の結果、耕作は困難と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長	区域番号4番、整理番号9番から11ページ14番までの6件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
12番	議長12番（発言を求め。）
議長	菅野委員（発言を許可する。）
12番	整理番号9番から14番について説明いたします。9月22日に現地確認を行い、鳥獣害及び高齢のため耕作ができなくなり、現況山林化していると判断しました。ご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。
農地係長	区域番号6番、整理番号15番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
21番	議長21番（発言を求め。）
議長	半澤委員（発言を許可する。）
21番	整理番号15番について説明いたします。現地確認を行い、山林化していると判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第4号 現況確認証明願出について、整理番号1番から15番までの15件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。
農地係長	議案書の12ページをご覧ください。議案第5号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、福島市長より農用地利用集積計画の適否について判断を求められた案件です。一般分の利用権設定が13件、30,157㎡。所有権移転が2件、6,955㎡。福島県農業振興公社への貸付分が4件、8,825㎡で、いずれも耕作面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく各要件を満たしているものと考えます。 まず一般分の利用権設定です。13ページ、区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
2番	議長2番（発言を求め。）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
2番	整理番号1番について説明いたします。借受人の父親が以前から貸付人の畑を借りて栽培しておりましたが、父親が亡くなり借受人が新たに農地中間管理機構を通じた案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
 「異議なし」の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号2番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8番 議長8番（発言を求める。）

議長 浪岡委員（発言を許可する。）

8番 整理番号2番について説明いたします。農地の借受人を父親から借受人に変更する案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
 「異議なし」の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号3番から5番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12番 議長12番（発言を求める。）

議長 菅野委員（発言を許可する。）

12番 整理番号3番から5番について説明をいたします。整理番号3番ですが、ももを栽培する案件です。整理番号4番は整理番号3番と同じ農地の一部を借り、整理番号3番の借受人より指導を受けながらももを栽培する案件です。整理番号5番ですが、再申請で借受人はきちんと水稻栽培をしております。3件とも区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
 「異議なし」の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号6番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

17番 議長17番（発言を求める。）

議長 古関委員（発言を許可する。）

17番 整理番号6番の説明をいたします。借受人が以前から水稻栽培をしており、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
 「異議なし」の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 14ページ、区域番号6番、整理番号7番及び8番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議長 半澤委員（発言を許可する。）

21番 整理番号7番、8番の説明をいたします。2件とも以前から耕作をしておりましたが、今回正式に契約する案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号9番から13番までの5件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

23番 議長23番（発言を求める。）

議長 佐藤委員（発言を許可する。）

23番 整理番号9番から13番について説明をいたします。整理番号9番から11番及び13番は、継続のための再認定で、きちんと耕作されております。整理番号12番ですが、新規申請ですが借受人は地区内でも大規模に水稻栽培をしております。いずれも区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 次に15ページ、一般分の所有権移転です。区域番号2番、整理番号1番及び2番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

4番 議長4番（発言を求める。）

議長 後藤委員（発言を許可する。）

4番 整理番号1番、2番について説明します。2件とも以前から借りていてももを栽培していましたが、今回所有権移転する案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 次に16ページ、福島県農業振興公社分です。区域番号4番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12番 議長12番（発言を求める。）

議長 菅野委員（発言を許可する。）

12番 整理番号1番について説明します。JAからの移行で、きちんともを栽培しております。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「〔異議なし〕の声」

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号2番及び3番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

17番 議長17番（発言を求め。）

議長 古関委員（発言を許可する。）

17番 整理番号2番、3番について説明いたします。JAからの移行で、きちんと耕作されており、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号4番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

23番 議長23番（発言を求め。）

議長 佐藤委員（発言を許可する。）

23番 整理番号4番について説明します。JAからの移行で、きちんと梨を栽培しております。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第5号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。

次長 次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。
議案書の17ページをご覧ください。議案第6号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決についてでございます。こちらにつきましては、認定農業者から申請のあった農業経営改善計画が、市の基本構想に照らして適切なものであること、農用地の効率的かつ総合的利用を図るために適切であること、達成される見込みが確実であること、などの要件を満たす場合、認定農業者の認定を行うことにより、区域協議会、総会の意見が10月27日に開催される農業経営改善計画認定会議に反映され、審議されるものでございます。現状5年後の目標が達成される見込みがあるか否か等につきまして、ご審議をお願いたします。

議長 18ページ、新規の認定農業者につきまして、区域番号4番、整理番号1番及び2番の2件、内容につきましては「議案書」に記載のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12番 議長12番（発言を求め。）

議長 菅野委員（発言を許可する。）

12番 整理番号1番、2番について説明いたします。整理番号1番ですが、高齢のため耕作をしていない隣接農地を集積し経営規模の拡大をする案件です。整理番号2番ですが、品目の組み合わせを考慮しながら高品質果実生産を目指す案件です。2件とも5年後の目標も達成でき

ると区域協議会では判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号5番、整理番号3番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

17番 議長17番（発言を求め。）

議長 古関委員（発言を許可する。）

17番 整理番号3番について説明いたします。施設野菜は現状を維持し、露地野菜は農地の集約化を行い規模拡大を目指す案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号7番、整理番号4番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

23番 議長23番（発言を求め。）

議長 佐藤委員（発言を許可する。）

23番 整理番号4番の説明をいたします。近隣の梨畑を借りて農地の集積化を図り収量を上げ、ユーカーリの圃場拡大を目指す案件です。5年後の目標も達成できると区域協議会では判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 続きまして、19ページ、認定農業者の再認定について、区域番号3番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8番 議長8番（発言を求め。）

議長 浪岡委員（発言を許可する。）

8番 整理番号1番の説明をいたします。現在はブルーベリーの栽培をしており、新たにぶどうを導入し経営の安定を目指す案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号4番、整理番号2番から20ページ6番までの5件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12番 議長12番（発言を求める。）
議長 菅野委員（発言を許可する。）
12番 整理番号2番から6番までについて説明いたします。6件とも地域の中でもリーダー的な農家で、目標も達成できると区域協議会では判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕
議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長 区域番号5番、整理番号7番及び8番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
16番 議長16番（発言を求める。）
議長 尾形委員（発言を許可する。）
16番 整理番号7番については、私の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。

議長 議事を一時休議します。16番一時退席願います。
〔一時退席する〕
議長 それでは、議事を再開します。
議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

17番 議長17番（発言を求める。）
議長 古関委員（発言を許可する。）
17番 整理番号7番、8番について説明をいたします。整理番号7番ですが、農地中間管理機構等を利用し水田を利用集積し規模を拡大する案件です。整理番号8番ですが、優良品種の導入及び作業効率の向上と栽培管理の徹底により経営の安定化を目指し、水稻は暗渠排水の整備による環境改善をする案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕
議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長 区域番号7番、整理番号9番から22ページ16番までの8件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
23番 議長23番（発言を求める。）
議長 佐藤委員（発言を許可する。）
23番 整理番号9番から16番について説明いたします。8件とも地域の中でリーダー的立場の農家で、現在もきちんと栽培しており、5年後の目標も達成できると区域協議会では判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕
議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 続きます、23ページ、変更について、区域番号2番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

4番 議長4番（発言を求め。）

議長 後藤委員（発言を許可する。）

4番 整理番号1番について説明いたします。単独申請の変更の案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 続きます、24ページ、認定新規就農者について、区域番号7番、整理番号1番及び2番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

23番 議長23番（発言を求め。）

議長 佐藤委員（発言を許可する。）

23番 整理番号1番、2番について説明いたします。整理番号1番ですが、パイプハウスを導入し品質の向上を図り、単価・収量の増加に向け取り組む案件です。整理番号2番ですが、根域制限による省力樹形での早期成園化を図り、作業効率化および高品質化を目指す案件です。いずれも5年後の目標も達成できると区域協議会では判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 続きます、25ページ、変更について、区域番号7番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

23番 議長23番（発言を求め。）

議長 佐藤委員（発言を許可する。）

23番 整理番号1番について説明いたします。きゅうりを栽培しておりますが、規模拡大を行うための施設設置・機械導入等の変更計画の案件です。5年後の目標も達成できると区域協議会では判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第6号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。

16番が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。

（入室、着席する。）

議長 それでは、議事を再開します。
次に、報告を事務局よりお願いします。

農地係長 議案書26ページ、報告第1号から40ページ報告第7号は、議案書記載のとおりとなりますので、お読み取りください。

議長 これで本日の議事を全て終了いたします。
閉会のことばを、尾形会長代理よりお願いいたします。
〔尾形会長代理より閉会の言葉〕

会長代理 慎重審議ありがとうございました。
これで、第4回総会を終了いたします。

(午後3時20分)

令和5年10月18日

これは、福島市農業委員会第4回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 中村 謙一

議事録署名人4番 後藤 洋二

議事録署名人17番 古関 恵子